令和５年 11 月 24 日
沖　縄　労　働　局

沖縄労働局職業安定部訓練課における個人情報漏えい事案について

沖縄労働局（局長　西川　昌登）は、沖縄労働局職業安定部訓練課（以下「訓練課」という。）において発生した個人情報漏えい事案について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

１　概　要

沖縄労働局が主催する協議会開催日通知メールを「協議会委員（または担当者）」（以下「協議会委員」いう。）（18 名）に対して、「ＢＣＣ欄」でなく「ＴＯ欄」に登録し一斉送信したことから、メールアドレスを漏えいしたもの。

２　事案経過

（１）10 月 16 日、相談員Ａは、宛先（ＴＯ）欄に協議会委員のメールアドレスを入力し、相談員Ｂによる入力内容確認後、ＢＣＣ欄に訓練課長、課長補佐、訓練課職員のメールアドレスを入力し、メールを送信した。
（２）相談員Ａは、送信済みメールを印刷する際、ＢＣＣ欄に入力すべきメールアドレスを宛先（ＴＯ）欄に入力してしまったことに気づいた。
（３）訓練課長は、同日より協議会委員にメール及び電話で謝罪と削除依頼をし、了解を得た。
（４）10 月 30 日現在、二次被害等に関する情報等は無い。

３　原　因

（１）メールを送信する際、宛先（ＴＯ）欄とＢＣＣ欄を誤って入力してしまったこと。
（２）ダブルチェックにおいて、メールアドレスの入力欄のチェックを怠ったこと。

４　再発防止対策

（１）訓練課における取組

① 訓練課長は、「個人情報保護に関する研修テキスト」を用いた再点検及び緊急自主点検を実施した。また、相談員Ａおよび相談員Bに対して外部メールを一斉送信する手順について、個別に指導を行った。

② 訓練課長は、課内全員を対象に再発防止にかかる研修を直接対面により実施し、外部メール一斉送信の際は、メールアドレスを入力した状態で印刷し、決裁をとおして、複数人の目で宛先入力の位置を確認することを徹底するよう指示した。

③ 外部メール一斉送信の際の手順について、チェックシート形式の手順書を作成し、課内全員へ配付・周知した。

（２）沖縄労働局における取組

①　地方職業安定監察官から職業安定部各課室長及び各公共職業安定所長に対して、当該情報漏えい事案を情報共有し、漏えい防止のための基本動作の周知徹底・順守を指示した。

②　10 月 25 日、局議において局長が情報セキュリティ対策及び基本動作の周知徹底・順守について指示した。

【担当】
沖縄労働局職業安定部訓練課
訓 練 課 長　宮里　憲市
訓練課長補佐　仲地　美詠子
（代表電話）０９８(８６８)３８７７